

# 対象チェックリスト

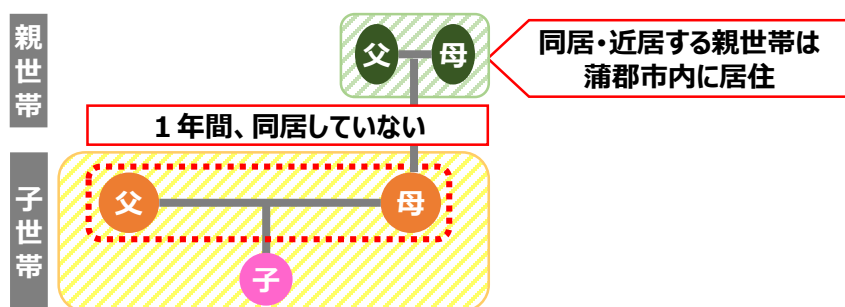
全て満たす場合に、補助金の交付対象となります。

## ■ 申請時期の要件

- 工事着手または売買契約は、まだ行っていない。

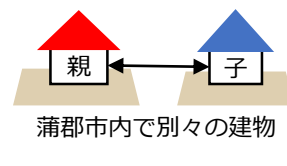
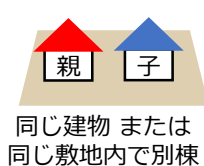
## ■ 世帯の要件（認定申請時）

- 同居または近居しようとする親世帯は、蒲郡市内に住んでいる。
- 親世帯と子世帯は、過去1年間に同居していない。  
※分からない場合はお問い合わせください。
- 子世帯は、現在、賃貸住宅に住んでいる。（蒲郡市内在住の場合）
- 親世帯も子世帯ともに、市税の滞納がなく、暴力団関係者がいない。



## ■ 建物

- 親世帯か子世帯の親どちらかの名義で所有する。
- リフォームの場合、昭和56年5月31日以前に着工された建物については、交付申請の時点で耐震性を満たしていること。
- 同居または近居の定義にあてはまる。
- 違法建築の建物ではない。
- 賃貸物件ではない。



## ■ その他

- 補助金の交付決定を受けてから少なくとも3年間は三世代同居・近居する。
- 補助金をもらったあと、アンケートなどに協力する。
- 工事が完了し所有権保存登記または所有権移転登記を行い、住民票を異動した日から30日以内または事業認定を受けた日の属する年度の翌年度末のどちらか早い日までに交付申請を行える。

※事業認定から交付申請までが、2年度以上にわたる場合は対象となりません。